

「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

火災危険性を有するおそれのある物質とは、消防法上の危険物に該当しない物質であって危険物の性状を有するおそれのある物質又は危険物に該当する物質であって、他の類の性状を示すおそれのある物質をいう。

火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法の案は、次のとおりである。

【第一次候補物質の抽出】

「(1) 国内外の事故事例調査」、「(2) 文献調査」、「(3) 再調査」から、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

(1) 国内外の事故事例調査（過去1年間に新たに追加・報道されたもの）

以下の事故事例集等から火災・爆発事故に関与した火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

- ア 火災原因調査報告データ（消防庁）
- イ 危険物に係る事故事例（消防庁）
- ウ 災害情報データベース（特定非営利活動法人 災害情報センター）
- エ 事故事例データベース（高圧ガス保安協会）
- オ 労働災害事例（安全衛生情報センター、中央災害労働防止協会）
- カ リレーショナル化学災害データベース（独立行政法人産業技術総合研究所）
- キ データベースMARS（欧州委員会共同研究センター）
- ク データベースFACTS（オランダ応用科学研究機構）
- ケ 新聞・インターネット等で報道された火災・爆発事故

(2) 文献調査

以下の物質から、これまでに危険物確認試験を実施していない火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

- ア 一般化学物質等の製造・輸入数量（22年度実績）について（平成24年3月30日経済産業省公表）で示された化学物質のうち、年間100t以上の製造・輸入量がある物質。
- イ 危険物の輸送に関する国連勧告書第18改訂版（国連危険物輸送専門家委員会）において新たに追加された物質。
- ウ 16112の化学商品（化学工業日報社）(2012)において、新たに追加された物質。
- エ IATA規則書において、危険物として定義されている物質。
- オ 平成22年度において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に分類された物質又は見直した物質（GHS関係省庁連絡会議、厚生労働省、経済産業省、環境省。）

(3) 再調査

平成 23 年度までの調査において、火災危険性を有するおそれのある物質として抽出されていたが、これまで危険物確認試験を実施していなかった以下の物質から抽出する。

(※印は平成 22 年度以前から候補に挙げられているが、確認試験を実施していないもの。)

- ※ア デカボラン (14)
- ※イ クロロプレン
- ※ウ ピバロニトリル
 - エ 硫化カリウム
 - オ 窒化リチウム
 - カ キサントゲン酸ナトリウム
- ※キ アジ化水素 (水)
- ※ク 三塩化窒素
- ※ケ トリベンジルホスファイト
- ※コ クロロアセトアルドオキシム
- ※サ アジノホスメチル
- ※シ 4-クロロブチロニトリル
- ※ス 2-クロロアクリロニトリル
- ※セ シアノシクロプロパン
- ※ソ 過塩素酸鉛溶液
 - タ 二硫化チタン
- ※チ ビス (ジメトキシチオホスフィニル) ペルスルフィド
- ※ツ 四硫化四窒素
- ※テ 5-メチル-1-(1-メチルエチル)-1, 2, 3-アザジホスホール
- ※ト 1, 2-シクロブタンジオン
- ※ナ 三ヨウ化窒素

【第二次候補物質の選定】

第一次候補物質に抽出された火災危険性を有するおそれのある物質について、文献、インターネット等により用途及び流通状況を調査し、1～5グループに分類、選定する（優先順位は番号順とする）。

- 1 火災・爆発事故に関与した可能性のある化学物質
- 2 製造・輸入量100t／年以上の化学物質
- 3 製造・輸入量100t／年未満の化学物質
- 4 用途のみが把握できた化学物質
- 5 用途及び流通量が把握できない化学物質

流通状況の調査に用いる文献は、「一般化学物質の製造・輸入数量（22年度実績）について」（平成24年3月30日経済産業省公表）^{※1}や16112の化学商品（化学工業日報社）（2012）などを用いる。また、参考情報として当該化学物質がどのような施設や用途で貯蔵又は取扱いがされているか調査を行う。

※1 化学物質の製造・輸入量の実態を把握するため、経済産業省が公表しているもの。

（昨年度の検討会では「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査」を用いていたが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が平成21年度に改正され、集計結果を公表する形式となった。）

※2 年間生産量等が100t以上のものとする理由

平成20年度の「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」においては、物質の生産量等が、【火災危険性を有するおそれのある物質を消防法上の危険物に追加した場合、該当する指定数量】×100（倍）×365（日）以上のものを消防法上の危険物に追加するための一つの条件とし、「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査（経済産業省）」に基づき、年間生産量等が原則100t以上の物質を対象とした。今年度も同様の基準とする。なお、上記の数式に指定数量が最も少ない「第三類第一種自然発火性物質及び禁水性物質」、「第五類第一種自己反応性物質」等の10kgを当てはめると、年間生産量等が365t以上のものがもっとも厳しい条件に該当する。

【火災危険性評価】

第二次候補物質に選定された火災危険性を有するおそれのある物質について、当該物質ごとに想定される火災危険性に応じた類の危険物確認試験を行う。